

社会福祉法人 城山保育園
役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人 城山保育園定款第八条及び第二一条に定めるとおり無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、職員出張旅費規準に準じて出張費として支給することができる。
- 3 役員及び評議員が理事会及び評議員会等に出席した際の旅費は、別記「役員及び評議員の報酬等」に基づき支給する。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は平成30年3月26日（評議員会の議決日）から施行し、平成30年3月26日から適用する。

この規程は令和4年6月16日（評議員会の議決日）から施行し、令和4年6月16日から適用する。

別記 役員及び評議員の報酬等

(1) 理事会・評議員会等出席及び監事監査報酬等

	報 酬			費用弁償
	午 前	午 後	全 日	
役 員	無し	無し	無し	5,000 円
評 議 員	無し	無し	無し	5,000 円
法人・施設 業務の為の 出勤	無し	無し	無し	5,000 円

(2) その他実務に係る報酬等（出張・研修等）

	費用弁償		旅 費
	半 日	全 日	
役 員	2,000 円	3,000 円	職員旅費規 程による。
評 議 員	2,000 円	3,000 円	